

# 東京大学親和会会則

## 第一条 名称

本会は、親和会と称する。

## 第二条 目的

本会は、会員相互の親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第三条 会員

本会は、東京大学理学部工学科、工部大学校化学科及び帝国大学工科大学、東京帝国大学工科大学、東京帝国大学工学部、東京帝国大学第二工学部、東京大学第一工学部、東京大学第二工学部、東京大学工学部、東京大学大学院化学系研究科及び東京大学大学院工学系研究科に所属する応用化学科、火薬学科、石油工学科製油専修、工業化学科、合成化学科、燃料工学科、化学工学科、反応化学科、化学システム工学科、化学生命工学科並びにそれらの大学院課程・専攻及び化学エネルギー工学専攻、超電導工学専攻を卒業または修了した者と、教授・助教授・准教授・常勤講師・専任講師・助教として教育に当たった者を会員とする。

## 第四条 事務所

東京大学大学院工学系研究科内に事務所を置く。

## 第五条 役員

本会に次の役員を置く。

理事 若干名（うち1名を会長、1名を副会長、1名を事務局長とする。）

監事 2名以内

## 第六条 役員を選任

理事および監事は総会において会員の中から選出する。会長、副会長及び事務局長は、総会において指名する。

## 第七条 任務

本会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が業務を行えない場合は、それを代行する。
- 3 事務局長は事務局を統括する。
- 4 理事は本会の運営に関する事項の決定を行う。
- 5 監事は本会の監査を行う。

## 第八条 任期

本会の役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

## 第九条 特別役員

本会は会長の補佐役として顧問または相談役を設けることができる。

## 第十条 総会

定期総会は年一回開くこととし、会長が召集する。なお、会長は臨時総会を招集することができる。

## 第十一条 理事会

理事会は本会の運営にあたり、目的遂行に必要な事項を審議し決定する。理事会は年一回以上開くこととし、会長が召集する。

## 第十二条 会費

本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって当てる。会費は別にこれを定める。

## 第十三条 会計年度

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第十四条 事務局

事務局長及び理事会の指名による幹事若干名で事務局を構成する。事務局長及び幹事は理事会の付託により、会務を執行する。幹事の任期は二年とし、再任を妨げない。

## 第十五条 会則の変更

本会の会則を変更するには、総会の出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 付則

- 1 この会則は、平成15年11月15日から施行する。
- 2 令和元年11月9日改定
- 3 令和4年11月19日改定

## 運営細則

- 1 総会幹事  
総会等の幹事は、卒業後25年及び15年の学年がこれにあたる。
- 2 年次代表者会議  
会長は、年次代表者会議を開き、各代表者の意見を聞くことができる。

以上